

# 第1章 計画の策定にあたって

---



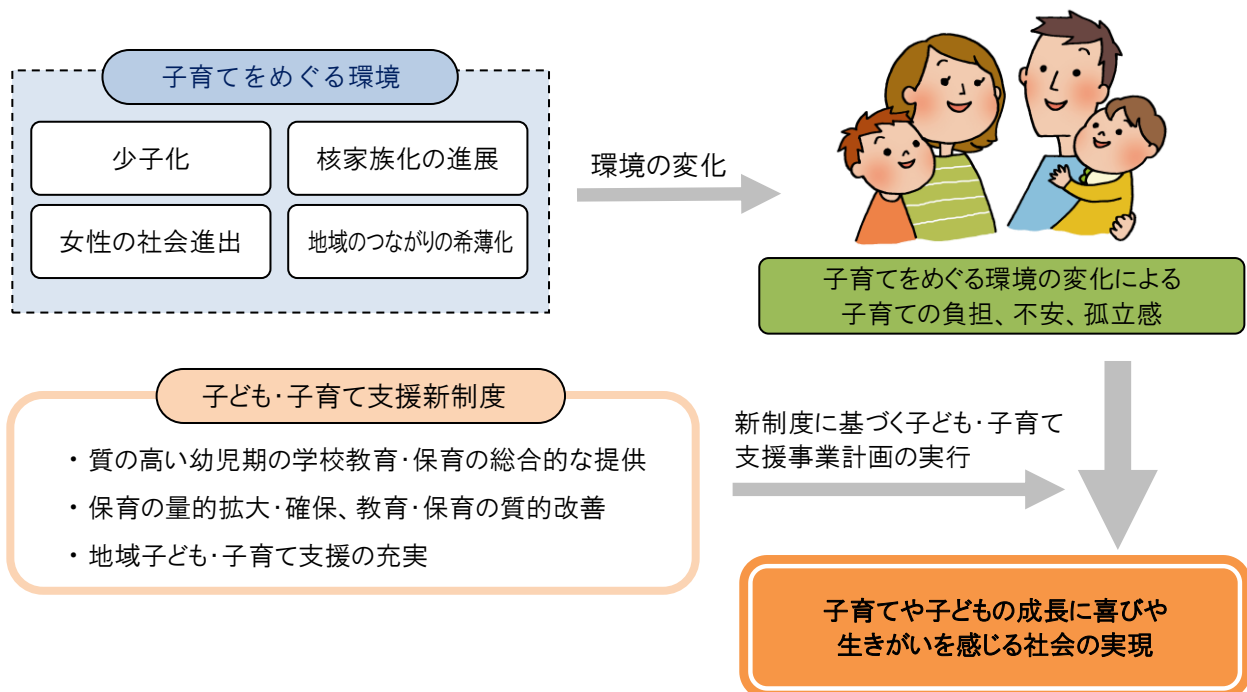
# 1 計画策定の背景と目的

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、全国の市町村では「次世代育成支援行動計画」が策定されました。しかし、急速な少子化はその後も進行しており、加えて、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や、核家族化の進展と地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。こうした中、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

本市は、平成22年3月に「安城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進展など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、本市では新たに施行される「子ども・子育て支援新制度」に基づき、新制度の目指す「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を実現するための新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育が適切に提供されるように計画的に提供体制を確保します。そして、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指します。

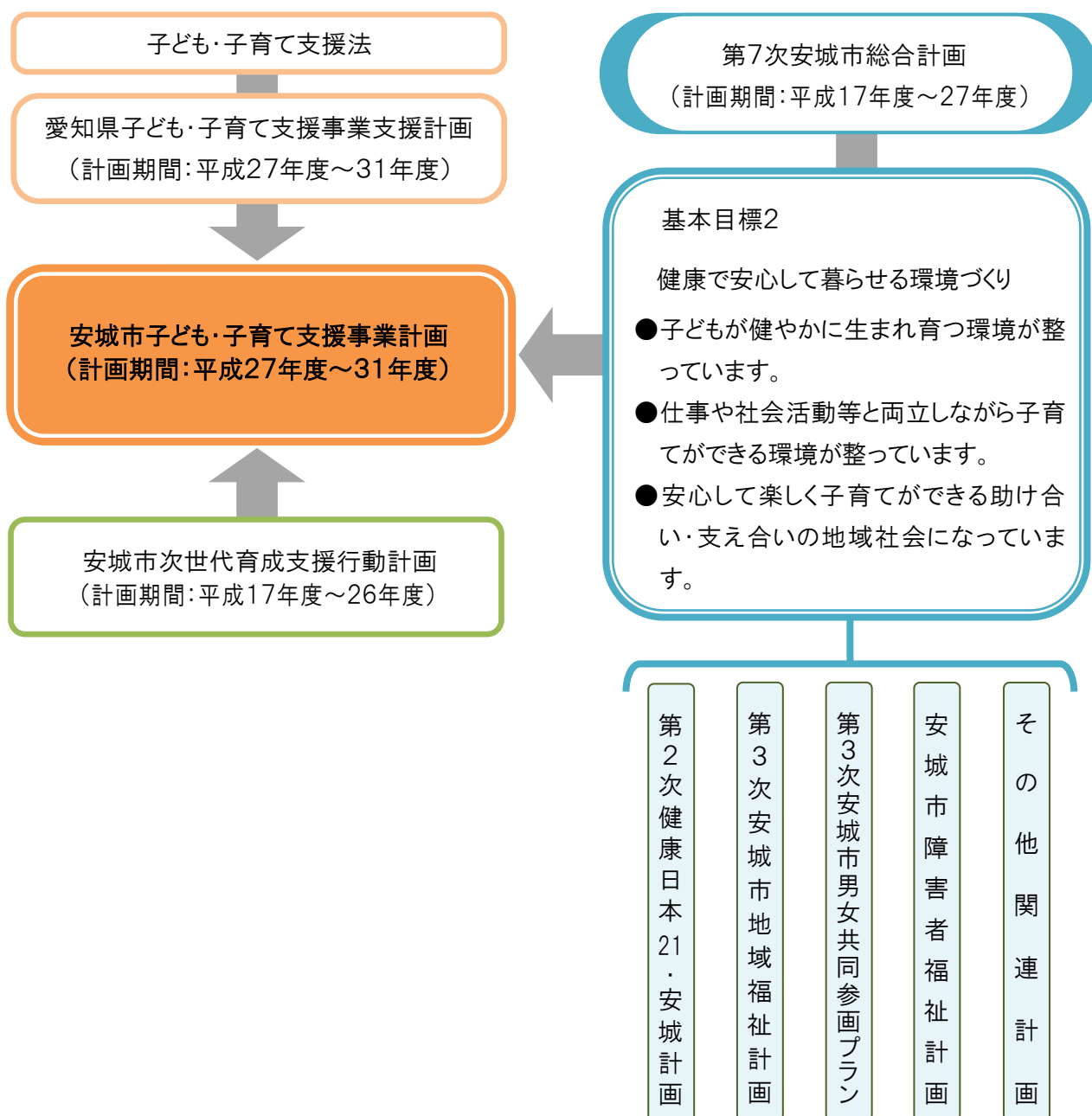
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。



## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「安城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとし、上位計画である第7次安城市総合計画や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。計画策定後は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、安城市子ども・子育て会議にて定期的に進捗状況の確認を行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
安城市次世代育成支援行動計画(後期計画)					安城市子ども・子育て支援事業計画				

### 4 策定体制

#### (1) 市民アンケート調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査地域：安城市全域
- 調査対象者：安城市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
安城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳）2,000人、小学生（6～11歳）2,000人の合計4,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年11月1日（金）～平成25年11月22日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

	調査対象者数(人)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	2,000	1,207	60.4
小学生児童	2,000	1,284	64.2
合計	4,000	2,491	62.3

## (2) 事業所アンケート調査

本計画の策定資料として、新制度開始に向けた、各事業所の方向性の確認と制度に関する意見聴取を目的に、「安城市 子育て支援に係る事業所調査」を実施しました。

- 調査対象事業所：安城市内の事業所 41か所
- 調査期間：平成26年6月10日（火）～平成26年6月20日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

	調査対象事業所数
私立幼稚園	9
民間保育所	12
届出対象認可外	11
届出対象外認可外	4
民間児童クラブ	5
合計	41

## (3) 安城市子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

## (4) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定幹事会

関係各部の課長級職員により構成し、部局間の横断的な連携を図り、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

## (5) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

関係各課の実務担当者により構成し、本市の子育て支援に関する課題や具体的施策について検討しました。

【策定体制図】

